

**伊丹市福祉対策審議会・伊丹市学校教育審議会**  
**第3回合同部会 議事録**

- 【開催日時】 平成19年5月31日(木)午後4時～午後6時
- 【開催場所】 伊丹市中央公民館 2階 講義室A
- 【出席委員】 松原部会長、国家副部会長、戸江委員、原田(賀代子)委員、原田(智恵子)委員、萬束委員、芝野委員、中尾委員、中野委員、塚本委員
- 【欠席委員】 なし
- 【署名委員】 萬束委員、中野委員
- 【事務局】 <市長部局> こども部長、こども室長、こども企画課長、他  
<教育委員会事務局> 教育次長、管理部副参事、学校教育担当主幹、他
- 【出席者】 関係職員 約30名
- 【傍聴者】 4名
- 【議事内容】 「幼稚園・保育所・在宅子育てにおける課題など」

**事務局**

只今から、第3回伊丹市福祉対策審議会伊丹市学校教育審議会合同部会を開催させていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。(資料確認)お手元にありますでしょうか。本日の会議につきましては、議事録作成上、ご発言の際にはマイクをご使用いただきますことと、録音させていただきますことにご了解下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。それでは松原会長よろしくお願いいたします。

**松原会長**

みなさん、お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。今日は芝野委員もご出席ということで、全員参加ということですので、実りある議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。午後6時終了予定になっておりますが、都合によっては早くなれば、5時40分ぐらいで終了させていただきますのでご協力よろしくお願い致します。それでは、出席状況をよろしくお願い致します。

**事務局**

本日の出席状況でございますが、全員出席でございます。また、傍聴人につきましては、4名の方が傍聴されております。以上です。

**松原会長**

会議録につきまして、伊丹市審議会等会議の公開に関する指針において、会長が作成することになっております。今回の議事録の署名人は萬束委員と中野委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。前回に続きまして、「幼稚園・保育所・在宅子育てにおける課題など」ということで、2回目、たたき台も用意していただいておりますので、議論したいと思います。前回からのご要望で、この前のことをもっと詳しくということ、議題に入る前に資料のご説明を事務局からしていただきたいと思っております。

## 事務局

それでは資料番号12を開いていただけますでしょうか。平成19年4月1日現在における全国の認定こども園の一覧です。ご覧のとおりでございますが、全国で94の認定こども園がスタートしております。数としては非常に少ないかなと思います。また都道府県では、全く認定こども園がないところが、17カ所あります。近畿7府県では、兵庫県が12カ所と一番多く、大阪府と滋賀県で各1カ所づつ、その他についてはゼロという状況でございます。この実態からいたしますと、地域ごとの認定に向けての課題や、あり方について、各県ごと、あるいは市町ごとにそれぞれ何らかの理由があると思われる。また、後程説明をさせていただきますけれども、各市町におきましては独自に幼保連携に取り組まれており、認定こども園になっていないという例もございました。

次に兵庫県の12施設の紹介でございます。上から申請順ということで並んでおりますが、類型ごとに説明させていただきますと、一番上の幼保連携型の認定こども園が朝来市立寺内幼稚園と寺内保育所が連携したタイプでございます。こちらは園児数が80人と非常に少なくなっております。朝来市では和田山町ほか、何町かの合併で、朝来市が誕生いたしました時に、中小の幼稚園、保育所が存在しておりまして、中には幼稚園では5歳児のみしか預かっておらず、園児数も若干名という幼稚園もあると聞いております。保育所と若干名の幼稚園が統廃合も含めながら連携をされたと聞いております。こちらは元々、幼稚園と保育所の大規模施設の幼保連携型ではなく、過疎地タイプの連携ではないかと思われます。

同じように、認定こども園3つが保育所型となっております。丹波市、龍野市、姫路市とありまして、上の2つ、よしみ保育園とまあや保育園については過疎地型の保育所が幼稚園機能をつけた認定こども園であると推測されます。はぎ保育園につきましては、これまで、認可の保育所と無認可の施設が併設されていたと聞いております。どちらも規模的には大きかったようで、保育所が240名程度、認可外が80名程度の子どもさんがいらっしゃったようで、この認定こども園の制度ができました時に、保育所の認可を受けていた所も含めて、認可を取りなおしまして、新たに認定こども園になられたということです。場所は姫路の北部の方ですので、田園風景が広がるようなところがホームページに載っておりました。これが上の4つです。

下の部分に8園ありますけれども、いずれも、この8園につきましては、学校法人の私立幼稚園が幼稚園型の認定こども園を申請されたケースで、認定を受けられています。いずれも都市部においてでございます。すでに私立幼稚園の方では預かり保育を実施されており、それが長時間保育に該当しておりまして、その年に3歳になる子どもさんがいらっしゃるような所が、認定こども園の申請をされていると聞いております。この中には伊丹市の幼稚園も1つ含まれております。これが兵庫県の12施設の紹介です。

次にA3サイズの「認定基準の概要」を開いていただけますでしょうか。前回、認定こども園の説明を国と県の各パンフレットで説明させていただきましたが、今回は兵庫県の細かい基準につきまして、この資料で説明をさせていただきたいと思っております。この大きな表ですけれども、縦列に認定基準の項目、対象児童や職員配置、横に左側が国の基準、中央が県の基準、右側が県の特徴的な考え方について記載されております。黒い網掛けがされておま

す部分が、国と違う県の特徴が記されているところで、そのいくつかを紹介させていただきたいと思います。

初めに対象児童のところで、対象児童と国の基準がぶつかるところをご覧くださいの ですが、国の方では0歳～2歳児と3歳～5歳児で、0～2歳は保育に欠ける子ども、3歳～5歳児になって、保育に欠ける子どもと保育に欠けない子どもというようなことになって おります。従いまして、3歳～5歳児までが就労の有無に関わらず、預かるという形になっ ており、県の基準では0歳～2歳のところも保育に欠ける子どもに加え、保育に欠けない子 どもを受け入れるということです。兵庫県は0歳から5歳まで、就労の有無に関わらず受け 入れることが特徴となっております。それらが右側のすべての0歳～5歳児の子どもの受け 入れということで、記載されております。

職員配置のところを見ていただきますと、国は幼保連携型、35人につき1人というのが 3歳～5歳児、すべてこのようになっておりますが、県は独自基準としまして、4歳～5歳 児については35人に1人ですが、3歳児につきましては25人につき1人となっております。

その他、調理室のところでは県の独自基準が書かれておりますが、国の方ではすべて調理室、 保育所基準は必置となっておりますところが、県の独自基準では、若干の緩和内容になって おります。

次に「県の認定基準に基づく利用のイメージ」を見ていただきますでしょうか。これまで 認定こども園には4つの類型があるという説明をさせていただきました。復習になりますが、 認可の幼稚園と保育所が幼保連携するタイプ、幼稚園が保育所機能を付けるタイプ、保育所 が幼稚園機能を付けるタイプ、いずれもの認可外が地方裁量型として、幼稚園機能と保育所 機能を付けるタイプの4つあるということを説明いたしましたが、このイメージ図で、もう 一度説明させていただきます。

1ページの幼保連携型にはパターンが2つございまして、パターン1の方を説明させてい ただきます。左側が国基準、右側が県基準でございまして、国基準も県基準もいずれも幼稚園 と保育所の間に、縦に線が入っておりまして、保育所が縦の長四角、幼稚園が正方的な形に なっております。それから県の基準の方には保育に欠けない0～2歳の子どものということで、 点線で囲まれた四角形で、この部分が兵庫県の特徴である0～2歳の保育に欠けない子ども も受け入れるということでございます。こちらのパターン1では0歳～5歳まで、長時間預 かる子どもにつきましては保育所に所属し、3歳～5歳までの幼稚園児は、短時間の利用者 が幼稚園に所属するイメージとなっているものがパターン1でございまして、くり返しになり ますが、保育に欠けない0歳～2歳の子どもの県基準では受け入れるということになってお りますので、幼保連携型という両方認可を受けているパターンであるにも関わらず、この保 育に欠けない子どもを受け入れるということで、大きな括弧で特定認可外施設ということが 書いてあります。ここは通常認可の保育所ですと、0歳～2歳の保育に欠けない子どもを受 けることはできませんので、幼保連携でありながら、このような保育に欠けない子どもを受 けるために認可外の保育施設が施設内に存在するということとなります。

2ページを開いていただきますでしょうか、こちらと同じ幼保連携型でございまして、先

ほどとの違いは線が横に入っている3歳～5歳のところはすべて幼稚園に所属するというのがパターン2でございまして、保育所では0歳～2歳児を預かり、3歳になりますと、短時間も長時間の子ども、幼稚園の方に所属する形でございます。また、先ほどと同様に保育に欠けない0歳～2歳の子どもは特定認可外施設として、同じ施設の中でお預かりするということがパターン2でございます。これが幼保連携型の2種類でございます。

次に3ページを開いていただけますでしょうか、これは幼稚園型でございまして、認可の幼稚園が認可外の保育施設を付加することによって、認定こども園になるパターンですけれども、こちらは先ほど保育所と書いてありましたところが、認可外保育施設という言葉に変わっております。ここは保育所ではございません。認可外の保育施設を付加してして、0歳～5歳までの子どもを全て受けるということで、県基準では保育に欠けないということになります。先ほど点線で囲まれた四角の絵で書いてありましたが、今回は認可外保育施設が保育機能部分ですので、この認可外保育施設の中で保育に欠ける子ども欠けない子ども0歳～5歳まで受け入れるというのが、この幼稚園型のタイプです。

4ページを開いていただけますでしょうか、こちらと同じ幼稚園型でございますが、先ほどのパターンと違いますのが、3歳児のところの部分に線が入っているところです。3歳～5歳までの保育に欠ける、欠けない子どものいずれも幼稚園で預かり、0歳～2歳の保育に欠ける、欠けない子どもについては保育所ではない保育所機能を持っている認可外保育施設を併設して、預かるという形が幼稚園型でございます。私立幼稚園におきまして、全国的な認定こども園の認定の中でこのタイプがいくつかあることを県の方から聞いております。パターン2は以上です。

次は保育所型ですけれども、保育所型につきましては、前回も都市部の方では待機児童が発生しており、難しいと説明させていただいたところですが、幼稚園ではない認可の保育所が、幼稚園機能を付加して、認定こども園になることです。今度は右側の白色部分が保育所になっておりますので、保育に欠けない子どもを受け取るために先ほどの幼保連携型のように、右側に点線の囲みがありまして、0～2歳の子どもを受け取るために特定認可外の保育施設がこの保育所型の中に存在する形になります。これが保育所型です。

最後が準保育所型です。国のパンフレットでは地方裁量型と書いてありましたが、県では準保育所型としております。国基準、県基準におきましても、四角は同じような形になっておりますが、幼稚園も保育所もそれぞれ機能となっておりますので、どちらも認可の幼稚園でも保育所でもないということです。0歳～5歳まで、認可外の幼稚園機能と保育所機能で、子どもを預かるパターンでございます。

最後になりますが、本日、机前にお配りさせていただきました資料で、A3の「類型別認定こども園の現行支援状況」をお開きいただけますでしょうか。

こちらは認定こども園に対する補助の形というものが一覧表で載っております。網掛けの部分については元々の幼稚園や保育所に対する運営費であるとか、私立学校計上費補助金であるとか、元々の制度に対する保障が記載されております。認定こども園になる事によって出る補助ではございません。

一方、白地に黒字で書かれております部分が元々補助がない部分で、そこに県の補助がい

くらあるのかということです。また、今まで認定こども園の類型は4つあるということを説明させていただきましたが、地方裁量型はこの支援状況の中に入らないのは、地方裁量型には一切、元々の補助もございませんし、認定こども園になった場合の県の補助もないということで、類型は3パターンしか載っておりません。

松原会長

申し訳ないのですが、この審議会であまりここの部分を、こと細かく説明する必要がないと思いますのでもう少し簡単にお願ひ出来ますでしょうか。

事務局

それでは1点だけ説明させて下さい。幼保連携型は大前提として、国が推奨していると聞いておりますが、幼保連携型は黒い部分が多くありますのは、元々の法律や国県の補助が付いている部分でございます。特に0歳児をご覧いただきまして、15万1千730円が国1/2、県1/4、市町1/4と書いてあります。合わせて15万1千730円の補助が元々の保育所にはある。しかし白地の部分、これは幼稚園型のところだけでいきますけれども、こちら3万7千933円、県部分の1/4補助部分だけがあるのが書いておりまして、マークで10人を限度に上限を設定しております。左側網掛け部分には、人数の上限等はございません。以上、支援状況の説明を終わらせていただきます。

また、この支援状況から出てくるような課題ではないですけれども、認定こども園というのは利用者と施設が直接に契約すること、これは今までの保育所にはない考え方であり、保育料を施設が決定するという事です。各地域ごとに保育所のしくみ、課題について、今検討している状況ではないかと思いますが、あくまでも認定こども園というのは、施設に対する考え方ではないかなという説明をさせていただいておりますが、合同部会におきましては、次に説明をさせていただきます全体的な連携シートも考えていただきながら、進めていただきたいと思ひます。以上です。

松原会長

認定こども園の状況ということで、説明していただきましたけれども、どちらかという後半の部分は幼稚園や保育所経営者にとっても、どのような結論なるのかということに関して、大変重要な意味を持つデータだと思ひます。認定こども園になったら、どのようなタイプがあって、スタートがどうなるか、経営や財源がどうなるかという説明もありました。

その中で一番注目すべきは、認定こども園の数が思ったより少ないということです。兵庫県が認定こども園の数が多し理由としては、過疎地において統廃合という形で認定こども園を選択したということと、都市部においては私立幼稚園がサバイバルをかけて、認定こども園を選択するという方法を取ったと理解をしました。

伊丹では認定こども園は1園だけが手を挙げられたということですよね。そういうことで、認定こども園が、いろいろな憶測や期待をもっていたのですが、今のところはこういった現状で、経営者も偏った類型のところ、過疎地とか都市部の私立幼稚園とかが手を挙げる可能性があるだろうというよみができるのかなと思ひます。それではご意見、ご質問を承りたいと思ひますので、今の説明に対して、ご意見だけでも結構ですのでいかがでしょうか。

塚本委員

認定基準の概要のところ、認可基準の保育所の基準と幼稚園の基準で、同じでない部分があると思うのですが、例えば3歳児の職員配置で、保育所基準でしたら20人につき1人、幼稚園基準だったら県でしたら25人につき1人、そういう場合は、どちらに合わせるのでしょうか。高い方に合わせるのでしょうか。それを教えていただきたいのですが。

事務局

具体的な細かな部分について、本日、実は説明会を聞きに行っておりまして、次回、お答えさせていただきたいと思います。

松原会長

今日、行っているのですね。どおりで細かな説明だと思いました。わかりました。また、ありましたらということで、これは本題ではありませんので、認定こども園はもっとデータを出してほしいというご意見が委員の方からございましたので、その宿題をやらせてもらったと。議題として皆さんからありましたら、ふれさせていただきませうけれども、議事の本題に入りまして、資料11で委員の皆さんからたくさん意見を出していただきましたものを、事務局がこういう形でまとめましたので、それをご紹介させていただきたいと思います。

事務局

それでは、事前にお配りしております資料11「幼稚園・保育所・在宅の連携整理シート」をご覧くださいませうでしょうか。こちらの資料は前回お渡しいたしました資料11に、前回委員の皆様からいただきました意見と、後日数名の委員からいただきました意見を追加し、さらに幼稚園、保育所、在宅、地域において「何が欠けているか」と「よって何が望ましいか」を含めまして、まとめさせていただいた連携整理シートになっております。前回、欠席されていた委員もいらっしゃいますので、このシートの簡単な説明をさせていただきますと、幼稚園、保育所、在宅、地域、小学校などがそれぞれ連携していくために、この上段の部分が主になると考えた場合に、実際にそれぞれ下の部分で、「何かあるのか」あるいは「何ができるのか」など現状を踏まえて、これまでの委員の方から出していただいたご意見を元に整理させていただきます。今回の連携整理シートには前回のご意見と後日いただきましたご意見を一番下段の部分の「よって、何が望ましいか」の部分に追加をさせていただきます。まず、その「よって、何が望ましいか」の部分につきまして、大きく3点にまとめさせていただきます。

まず、1つ目といたしましては、その項目の1番上ですが、「より身近な場所での遊び場や子育てや相談等の開発など」です。現状の部分でも、各種の広場事業やむっくむっくルームなどの遊び場がありますが、それらを充実させていくと共に、今後、さらにプレイパークなどを含めた遊び場や幼稚園における空き教室の利活用、子育て相談、さらには安全面を含めた環境の整備が必要であるということでした。

2つ目は多種多様化する様々なニーズに応えていくためには「公設公営ですべてできる訳ではないので、地域の力、民間の力などを利用しながら、保護者の選択肢を増やし、どこまでニーズに合ったものがつくれるか」ということです。現在でも地域における自治体活動を通じて、見守り事業や安全活動が行われていますが、それらをさらに幼稚園や小学校、在宅の部分にまで広げ、地域が主体のみんなの広場を開設することや、こんにちは赤ちゃん事業

が開始されることなどにより、地域の連携や地域力、家庭力の再生などが望まれているということです。また、民間の活力といたしましては、第一回目に説明させていただきました、資料6の私立保育所による一時保育や休日保育の実施、また私立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、さらには先ほど会長からもご紹介をいただきました認定こども園の取り組みなどが現在の代表的なものといえます。今後さらに利用者の選択肢の幅を増やすために、適切な情報発信やニーズをうまく結びつけるコーディネーターや地域のニーズを拾うリーダーの育成、また、ニーズに沿った制度作りが必要であり、保育所や幼稚園だけの問題ではないということでした。

次に3つ目といたしまして、「幼稚園、保育所、小学校、中学校等も含めました連携のための連絡会や組織等の設置について」です。こちらは連携シート中のたくさんの項目におきまして、交流という言葉が多く入っていることからわかるように、幼稚園、保育所、在宅、地域、小学校の交流はもちろんのことですけれども、0歳から6歳までのつながりをスムーズにする工夫が必要であり、供給する側の理論だけではなく、トータル的に子どもの視点に立って見ていく必要があるということでした。また、伊丹市の子ども、乳幼児の利益を子ども中心に考える時に、制度的には幼稚園、保育所は何らかの形できちんとした形で連携することが望まれており、子どもの豊かな体験や経験を導いていくために、活性化していくような手法、例えば子ども同士の交流などを含んだ幼稚園、保育所、小学校などの連絡会や協議組織等の設置が必要ではないか、ということでした。連携整理シートについては以上です。

次に参考資料6「安東幼保園」をご覧ください。こちらの資料は前回、中尾委員から静岡市にある施設をご紹介いただきましたので、今回こちらの資料を用意させていただきました。

まず、概要の3ページをご覧ください。安東幼保園は公立の保育所と幼稚園が一緒になったものです。その経緯といたしましては、社会環境の変化などにより、様々なニーズがあったことから、それに応えるために平成8年度から幼稚園教諭による、3歳児保育の研究に合わせて、市立の幼稚園、保育園長等の委員を中心とした研究会を立ち上げ、平成12年度から研究を開始されました。その中で研究を進め、平成17年4月1日に安東幼保園が開設されました。

安東幼保園の基本理念といたしましては、「子どもに軸足を置いた幼稚園と保育所の新しい関係づくりが定義となっている」ということ、「幼稚園と保育所それぞれの良さを取り入れた新しい教育家庭を編成し、一元化を図るといった目的がある」ということ、それから「短時間保育児と長時間保育児ともに共通の教育過程により保育を展開して、新たな幼児教育の研究実践を進める。」といった3つの考え方が安東幼保園の基本となっています。

次に、概要の5ページをご覧ください。「園の概要」ですが、園児の定員のところを見ていただきますと、3歳・4歳・5歳児だけになっており、0～2歳児はこの中には入っていないという特徴がございます。また、幼保園の開設までに年数が非常にかかっているという部分につきましても参考になさっていただきたいと思います。事務局からの説明は以上です。

松原会長

先ほど説明した「認定こども園」とこれを皆さん混同されるかもしれないので、ちょっとその違いにもふれていただけますか。

事務局

兵庫県の認定こども園の基準は0歳から5歳までの保育に欠ける・欠けない子どものすべてを受け入れるということがまず1つと、安東幼保園の場合、元々の認可保育所と認可幼稚園ですので、保育に欠ける児童については児童福祉法を遵守し、入所についても保育課に申し込みをした上で、入所順位を整理しながら、入っていただくなど、認可保育所のルールがあります。

幼保園のままですと保育所の部分には直接契約はありませんので、市の保育行政の中で、その保育所部分の措置をするということになります。保育料についても、公立と同じ金額が設定されますが、認定こども園の場合でしたら直接契約になりますので、私立の認定こども園の場合、保育料についても公立との料金の違いが生じることが起こり得るということが、幼保園と認定こども園の違いであると思われれます。

松原会長

はい、ありがとうございました。中尾委員からこのご紹介をいただきましたので、補足説明か何かございませんか。

中尾委員

今、違いのことをおっしゃっていただきまたよね。私は昨年、安東幼保園に行ってきました。何が魅力的かと申しますと、現在やっている公立幼稚園の今まで培ってきた保育をそのまま活かせるのではないかとこのところが魅力だったことです。それから保育所部分で就労の有無に関わらず、子ども達が入所できること。前回に言いましたように、幼稚園が終わった後の子ども達の生活について、私はとても心配しておりましたので、そのようなことも、幼保園ではできるのではないかと。それに合わせて質問させていただいてよろしいですか。兵庫県の認定こども園の中で、朝来市の設置者が市長さんになっていますが、この認定こども園については、他の保育所と同じ規定になるのか、それはどうなるのでしょうか。それとも過疎地ですから、他には幼稚園や保育所がないのでしょうか。

事務局

公立で幼保連携型をされていますので、他の保育所と同じではないかと思えます。本日ありました説明会の内容を報告させていただきますと、合併後の市なのですが、市内全域での認定こども園化を図られています。その前提には幼稚園児が5歳児で、2・3名しかいない実態があって、ここには統廃合という言葉が書かれておりませんが、何町かが合併によって、認定こども園を選択したことが本日の資料で報告されています。他の園についてもそのような形で取り組むということです。

松原会長

参考資料6と資料11に戻りたいのですが、取り分け資料11が今日のメインになっております。幼稚園、保育所、在宅、小学校、地域がどのような形で連携していくのか、そのためには何が必要なのかということで、ある程度、下に書いてありますように、ご意見を出していただいていたのですが、さらに加えたり、もう少し具体的にとか、あるいはこれをするた

めにはこんな法則があるのではないかと、そういうアイデア、ご提案、ご助言を含めましてご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

芝野委員

まとめていただいた、最後の3つのまとめ方ですね、これはそのような形になるのかと思います。一番目の何があるかという現状の分析のところ、空白の部分はこれは意見が出てこなかったということですか。それともなかったということですか。

事務局

そうですね、委員のご意見をまとめたものになっておりますので、実際にはあるのですけれども、代表的なご意見だけを明記したことから、若干空白になっている部分がございます。

松原会長

それでは具体的に、どの辺があるのか具体例がありましたら、教えていただけますか。

事務局

現状の何があるかの部分で説明しますと、例えば地域が幼稚園と保育所に対して、何が出来るかという所では、民生児童委員さんの活動であるとか、地域の自治会の活動であるとか、そういった部分について幼稚園や保育所に対して、各種イベントなど行われていることがたくさんあると思われませんが、それらについては、この中には掲げておりません。

芝野委員

現状、何があるかが空欄で、何が出来るかも空欄ということになると、どうしようもないのかなという意味で解釈するのかなと思ったのですが、この中では、そういう意見が出てこなかったということですね。全体の細かいところは、ここにたくさんのお考えが出てきているということで、理解させていただきました。

そして一番下の3つの分類の仕方ですけども、新しい形として出てきたものを、1と2というのはすでにいろいろと言われていることですが、必要であったと、しかし、あまりはっきりとしなかったことでその幼保小中の連絡会等の設置、運営の部分ですけども、これを今回、全体をまとめた形ででてきたので、具体的にどういう格好にするのかその辺りはしっかりと議論してやらなければならない。

松原会長

特に今まででは、発達障害を念頭においていたのでしょうか。必ずしも、発達障害だけではないと思いますが、事務局お願いします。

事務局

このつながりをスムーズにする必要があるというご意見ですとか、幼保小中高、大学までの連携が必要であるというご意見であるとか、あるいは交流が必要とか、幼小中の連携が必要との意見がございましたので、それらを総括しまして、「連絡会の設置運営」という言葉に変えさせていただいております。

松原会長

私の質問はそうではなくて、連絡のある時の対象となる案件が、人なのか、子どもなのか、そのあたりの議論はどのような脈絡で出ていましたかという質問なのですが。

事務局

発達障害の子どもを念頭に置いたという意見ではございませんでした。

松原会長

それも含めて固めた方がいいだろうというご意見でしたね。わかりました。はい、何か他に抜けているとか、付け足すことをどんどんおっしゃって下さい。

塚本委員

保育所の現状のところ、今、中学生が「トライやるウィーク」で来ているのですが、その「何があるか」という現状のところに入ると思います。あとはむっくむっくルームが、「現状」のどこに入るかわからないので、教えていただきたいのですが、主体として、在宅なのか、地域なのか、あるいはまた別に行政側とかそういう主体なのかなと思うのですが、どのように考えたらよろしいかと思ひまして。

松原会長

まず、「トライやるウィーク」は入りますね。

事務局

入れていきたいと思ひます。現状については元々、資料11、このようなところに入っているものもございましたので、充分書ききれないということで、入れていないものもございませう。また、きららホールや、子育て支援センターの中にもむっくむっくルームがございませうし、すずはら幼稚園におけるすずはらむっくむっくルームは、幼稚園が在宅に対してなにができるかというところにも入ると思ひます。さらに、この4月から人権啓発センターの中にも、「ひだまりひろば」ができてございませうし、5月からは、こども文化科学館でもむっくむっくルームが1つできてございませう。いたるところで在宅の子どもさんに来ていただけるような「ひろば」ができてございませうので、現状のところには入れきれれてございませうませんが、本日、ご意見がございませうしたので、もう少し入れていきたいと思ひます。

松原会長

あくまでもきちっと委員の皆さんのご意見を落とし込んでいって、そこから結局、どうしたらいいのか、さらに形を取ろうというのがこの主旨で、実際、行われているものを落とし込んでいくと、皆さんがおっしゃったご意見と混同することになってしまひますので、事務方の配慮から、空白をあえて置いているということです。実際、落とし込んでいくとたくさんでてきて、どれが委員の意見か、どれがそうではないのかわからなくなってしまうので、こういう措置を行いました。その他いかがでしょうか。

原田(賀)委員

何ができるかというところで、在宅のところ、地域がみんなの広場を開設することは、現在、行っているところなんですね。それらを地域でやっていることと、もちろん子どものつながりもそうございませうし、こんにちは赤ちゃん事業も地域でやり、子育てサークルの育成も各自自治会等でやっていただいているし、人材育成もやっています。何ができるかということよりも、今現在やっている地域の部分にたくさん入っていくと思ひます。

「小中の交流事業」となっておりますけど、補導員や保護司とか、自治会長さんであるとか、みんなで補導等の話し合う部分もすでにできあがっていると思ひますが。

事務局

どんどん現状の方に挙げさせていただきまして、この欄には「現状事業の継続的な発展」というような言葉に変えさせていただいてもよろしいでしょうか。ご指摘いただきました、すでに現状にあるというようなことを、こんにちは赤ちゃん事業をはじめ、どんどん挙げていきまして、その代わりに「現状事業の継続的な発展」という言葉でここを表明させていただきたいと思います。

#### 原田(智)委員

このようなサークル活動や、人材育成のためのものや、自治会でやっていることなどこういうものではなくて、ここからもれた人達、まったく、そういうところに関心がない人たち、関心があっても入りきれていない人達をどうするのか。公園で親と子だけが遊んでいるような会であるとか、そのような人達をどのように救っていくのかということも「何ができるか」という部分に入るかと思います。

#### 松原会長

これは、本当は市民としてサービスを使われたらいいのに、それをご存知ないということで参加されてないとか、そういう方たちをどのようにサービスがありますよと発信してお誘いできるか、そういうことですよね。

#### 国家委員

私の記憶があまり確かではないのですが、数年前に新聞で紹介されておりました西宮市の公立保育所の方達が公園とか広場に出かけて行って、そこで、自然に集まっておられる小さいお子さんと子どものお母さん達に、紙芝居や手遊びとか、そのような出前保育を地域の広場とか、公園でされているというのを5・6年前に新聞で見たのですが、そういうふうにならなくて、少し専門的な方が入られたという試みをする、本当に初めて来たお母さん達、子どもさんなんか、参加しやすいのではないかと思います。それから、これはすでになさっていることかもしれませんが、新聞で目にしたことなのですが、子どもさんは成長が早いですから、着られなくなった服とか、育児用品、例えばバギーとか、いらなくなったおもちゃとかそのような、おもちゃの交換会をボランティアの方達が立ち上げられていたので、環境とかゴミとかそういうものを含めて、そういう試みもどこかでされたらうれしいなと思います。

#### 戸江委員

今、おっしゃった出前保育ですね、実際、具体的にいろいろなところで行われているようでして、今、保育所は地域に、在宅の子ども達に対する支援、あるいは親子支援、そういった形も保育所の役割であるようになっていまして、積極的にやっているところはやっていきます。このつながりで、先ほども原田委員から、網の目にかからない、もしかしたら、家で孤立しているかもしれない、せいぜい子どもを連れて公園に行くだけだと、というような子どもが実際にはいるわけで、保育所の保育士を派遣するようなシステムを公立でできるのではないかと考えたり、派遣保育士のシステムをつくらなければならないような時代になっているのではないかと思います。結局、それが虐待等をストップさせるような機能になるかもしれませんが、保健師や看護師は訪問したりするのですが、保育士による家庭派遣なんかも考えていいのではないのでしょうか。前に芝野先生がおっしゃったことで、この資料11の一番下

になるのですが、幼保小中の連絡会、協議会なのですが、確かに子どもの育ちを全部見ておりましたら、保から中、あるいは高、そして中高大というのもあるのですが、具体的な連絡会とか、幼稚園、保育所、小学校、いわゆる具体的な接続とか、子どもの育ちをしっかりと見るためのそういうスムーズな接続などを考えておりましたら、具体的には実際に連絡会や協議会とかができる、あるいはしなければならないのは幼保小の3つだと思います。学校教育関係でしたら、幼小中、小中は学校教育関係で連携や、つながりとかありますよね。

小さな子どもの育ちから考えてみましたら、中学校は置いておいて、具体的な連絡会、協議会等の設置を具体的な動きを出していく場合は、基本的には幼保小の3つが基本になるのではないかと思うのですが。

松原会長

一通り伺ってから、みなさんが共有されている課題について、より深めていきたいと思えます。

中野委員

話が戻るかもしれませんが、私自身、認定こども園について、ぜんぜん認識がなかったことを改めて思い知りました。こんなに認定こども園の施設が少なく、伊丹では西伊丹幼稚園だけなので、0歳から5歳の子ども達が親の就労に関わらず、受け入れてもらえるという言葉のわりには私立幼稚園ですので、金銭的な面もかなり関わってきますでしょうし、これではなかなか認定こども園にすべての子ども達が受け入れてもらえるということは、ちょっと難しいのではないかという印象が残りました。

幼稚園や保育所にあがるまでのことで、感じていることなんですけども、まず、赤ちゃんのお母さん達に保健師さんとか、その方達が在宅に回ってこれられるというお話を聞いていたのですが、私自身、1回も訪問されたことがございません。そのようなことを待っておられるお母さん達もたぶんいらっしゃると思うのです。とても小さい赤ちゃんがいるお母さんはなかなか外にも出られませんので、専門の方に訪問していただいて、いろいろ教えていただくということが、とても心丈夫なのです。その時に、何ヶ月になったら、このような集まりがあるなどの情報や、子どもを育てていく上で、何歳になったらこうなるから、あまり人と比べなくてもいいわよとか、具体的なことを教えていただける機会があれば、初めて子どもを産んだお母さんにとってはとても受け入れやすいのですね。それから前もどちらかの委員会でお話がありましたが、いろいろな健診がありますので、健診の時にそのようなパンフレットを配って、今の子どもの年齢に合わせた集まりとかの情報をパンフレットだけではなくて、このようなことがありますよと保健師さん自身から口添えしていただいたり、お話の中で言うだけでいいということ、今、自分の子ども達を育てるにあたって、一番興味のあることだと思いますので、その時々の子どものよって、発信していただきたいですし、それを待っていると思います。

萬束委員

前回出席していないので、冒頭でお聞きしたいことがあるのですが、資料12の今現在、認定こども園の一覧表のところ、先ほどの委員の方と逆行するかもしれませんが、全国94施設の中で兵庫県はダントツで多いような気がしますね。そのダントツという言葉がいい

かどうかわかりませんが、この中に多いということの中で、私どもが理解をしておけばいいような、例えば兵庫県の背景であるとか、あるいは兵庫県の保育協定、教育方針に関する特徴があって、原因があってこのようになっていて、あるいはそれが伊丹市にも流れてきているものかどうか、ちょっとその辺、認識不足なので、よかったら教えていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

松原会長

なぜ兵庫県が多いのか。何か理由があるのでしょうか。

事務局

兵庫県は都市部と過疎部と山間部があるかと思いますが、ひとつは合併したような町、市におきまして、できるタイプと幼稚園児が非常に減少している地域、幼稚園の園児が非常に遠い所に行かなければならないようなところは保育所型で短時間の幼稚園児を預かるようなところが、認定を受けられたと思いますし、都市部においてのこの8園というのは、非常に特徴的かと思うのですけれども、元々、預かり保育をされています私立幼稚園は、3・4・5歳を従来から預かっておられて、満3歳児の2歳の子どもさんも預かっておられた。それが兵庫県の認定の基準に合致したのだらうと思います。元々0・1・2歳を対象に認定こども園は進んでいるのかなと、認識しておりましたけれども、現段階での認定された1年目の段階では、実態はそうではなく、満3歳になる2歳児がいる園を兵庫県が認定されたのだらうと思います。全国的にはそのような私立幼稚園がたくさんあるかと思いますが、兵庫県は元々そのような施設が4園あったものに追加の8園を足して12園になっておりますので、特にこのような形の私立幼稚園を都市部において認定されたことにより、多くなっていると思うのですが、県の補助があるということもひとつの理由であるかもしれません。兵庫県がつくっております県の補助というのが全国的にあるのかないのか、ちょっと今の段階では調査していないのですが、兵庫県は1/4の部分の補助しているということもひとつ特徴です。

松原会長

どの都道府県も力を入れてますけれども、兵庫県も去年から力を入れて、人口減少時代を迎えて、各自治体が自分達のサバイバルをかけて少子化対策に取り組んでいます。少子化対策というのは大きな企業誘致、あるいは財政の健全化とともに、特に大きな政治的な課題になっておりますので、その脈絡でできるだけ、何でもやっていこうという県政の大きなひとつのスタンスであるかと思います。

今まで伺っていますと、2つぐらいがもう少し、議論を深めた方がいい案件ではないかとお聞きしました。ひとつは原田委員も一番最初におっしゃったように、在宅の人達の参加をどのように促進していくか。そのためにいろいろなサービスにアクセスできるように、まず、情報発信も含めアクセスを可能にしていって、孤立化を避ける、場合によっては虐待に結びつくケースを未然に防ぐということ、それから今の議論でありましたのはやはり、在宅の人達が受けるサービスが幼稚園や保育所に比べたら少ない。市民の公平性という視点からすると、在宅の人達が公平にサービスを受けることができるということは重要ではないかというご指摘が何回かの会でも発言がありました。在宅のお子さん、お母さん、お父さんがサービス

へ参加し、促進することがひとつの課題かと思います。具体的に健診の機会を利用するとか、あるいは派遣保育士として考えたらどうかということがありましたが、もちろん、今はこんにちには赤ちゃん事業がありますので、これを単発ではなく、どんなふうにつなげていくかも課題になるかと思います。それから保健師の訪問とか、在宅の方とのコンタクトは健診以外に伊丹市ではどんな機会があるのでしょうか。教えていただきたい。

事務局

新生児のことにつきましては、今日は来ておりませんが、健康福祉課が新生児訪問という事業をやっております。それは母子健康手帳を発行してから、ずっと継続的に妊娠期間中から出産後まで継続的に関わっている訳ですが、その中に「保健師による家庭訪問を望む方は」ということで、ハガキが入っておりまして、それを役所の方に送れば、保健師が訪問するという新生児訪問事業があります。

松原会長

年間、何件ぐらいがご要望をされているのでしょうか。つまり、ご要望ない方がそのままもれてしまうということになっているのではないのでしょうか。

事務局

担当課長ではないので申し訳ないのですが、やはり希望者ということで、全件ではないと思います。それでよろしいでしょうか。

先ほど、会長も今後、こんにちには赤ちゃん事業がどのように展開されるかということにかかってくるのではないかと。確かにこんにちには赤ちゃん事業はローラー作戦でございまして、民生児童委員が訪問して、うまくお会いできて、コミュニケーションが取れば、そこはほとんど問題がないかと。訪問拒否であるとか、認めていないとか、それらをピックアップする中で、市の方で18年度、伊丹市要保護児童支援ネットワーク、これは児童福祉法第25条に基づく、地域協議会に事務局がありますので、そこに訪問がうまくいかなかったことが、挙がっています。そこにつきましては、新生児訪問事業で、希望者がなくても、ちょっとリスクがあるという方については、保健師の訪問につなげることも可能ですし、さらには子育て支援課でやっております育児支援家庭訪問事業、単親家庭であるとか、お母さんがメンタルな病気で十分に子育てができないとか、そういうことについてはヘルパーを派遣するとか、あるいはヘルパー派遣までもいかなくても、お母さんの心理的なサポートをしていく意味では家庭児童相談員や保護司相談員とかの訪問も可能ですし、電話とか来庁によって、様々な場面でサポートしていけるのではないかと思います。またそれらを、先ほどから出ております、むっくむっくルームであるとか、ひろば事業につなげていくことによって、原田委員の発言からありました自ら出て来れない家庭につきましては、そういう形で拾い出していくことで、かなりの成果が期待できるのではないかなと思っております。

松原会長

そのようなアクセスをしない方は、両極端なのでしょうね。うまくいって、サービスがいらないのか、いるんだけど、そちらに行けない事情や、何か抵抗があるのでしょうか。このような時にはこんなサービスがありますと簡単な市民用のパンフレットが何かないのでしょうか。子育て中の親に対して。

## 事務局

市民に的確に情報提供をすることは非常に大事なことでして、ひとつは市でオリエンテーション事業をやっております。これは出生届を出された時に、子育て情報誌、あるいは子育て情報ブックなどをお渡ししています。そこでもれる場合もありますので、次には4ヶ月検診とか、様々な機会で、赤ちゃんセットの中に情報提供を入れるをことをしておりますし、今度まもなく始まります「こんにちは赤ちゃん事業」でも育児情報誌をやはり同じようにご家庭に届ける。そのような努力は必要だと思います。

## 松原会長

小児科とかスーパー、コンビニに置かしてもらえたら、一番いいのでしょうけれど。在宅の方のサービスへの参加、促進がひとつと、もうひとつは連絡会ということの大きく2つについて議論を深めていただきたいことと、在宅の参加促進で何か他にご意見がありましたらどうぞ。

## 塚本委員

この場に在宅子育ての代表の方がいらっしゃったらいいのですが、この場ではいらっしゃらないので、具体的にどんなニーズやどんなことをしてほしいのか、してほしいことがあるのかなのか。関心の度合いですよね。関心があるのかなのか、別に関心がないという人もいるでしょうし、そのような対象になる方の様子とかがわからないので、これまで市の取り組みの中で、ニーズとか聞き出すという取組があったのかどうかを教えてくださいたいことが1つと、今後「こんにちは赤ちゃん事業」で、新しく始められるのであれば、その時は新たにどんなことをしてほしいのか、その方はどのような手助けがほしいのか、ニーズを把握する大きなチャンスだと思うので、そのニーズを活かしていくことによって、コミュニケーションが高まるのではないかとそのように思います。

## 事務局

塚本委員からの1件目のご質問なのですが、平成19年度の事業といたしまして、「子育て応援マップ」というものを作成することになっております。市内の公私立の保育所、在宅の方、公立の幼稚園、公立の現在小学校1年生の保護者を対象に、子育て応援マップを作成するにあたり、地域の口コミ情報であるとか、あるいは今どんな情報が欲しいですか、というようなアンケートを取らせていただいております。小学校1年生と幼稚園はまだ、回収できていない状況なのですが、現在在宅の方と保育所の回収状況を見ていますと、やはり外出する時にベビーカーを押して入れるようなレストランや、食事ができる場所、あるいは自分の家のすぐ近くにあるような公園や、遊び場などの情報や、子どもが病気にかかった時に自分の家の近くにどんな病院があるかといった情報が欲しいということでした。また、先ほどからありますように情報の発信部分で、自分達の欲しい情報をすぐに取り出せる方法はないのか、そういったご意見をこのアンケートの中でもいただいております。それらの情報を先ほど中野委員からも、年齢ごとに応じた情報が欲しいというご意見がありましたが、この子育て応援マップは、就学前のお子さんとその保護者を対象にした遊び場の情報マップと小児科の病院情報が載っているマップです。現在ワーキングを設置して、在宅の方も含めたニーズの調査を行い、情報を収集しながら作成している状態になっております。2点目のご

質問なのですが、塚本委員がおっしゃっているとおり、こんにちは赤ちゃん事業では、各家庭に行くだけではなくて、お話を聞くこともメインになっておりますので、その辺は子育て支援課で、民生児童委員さんとお話を進めていると伺っております。以上です。

松原会長

原田委員、先ほどの「こんにちは赤ちゃん事業」で、民生委員さんがどんな形で吸収されたり、集約されたりして役所に返すのかの一例を示していただけるとありがたいのですが。

原田(賀)委員

市役所の方から、4ヶ月までのお子さんがある家庭に、民生児童相談員が訪問する前に、何かお困りの事はありませんかという葉書を郵送しまして、その案内の訪問カードには「ハイ、イエエ」で答えるいろいろな質問が書いてありまして、その答えによって、民生児童相談員がここまで相談事に入りきれないと思ったときには、保健師や子育て支援課につないでいき、また主任児童相談員と共に1ヶ月毎に集計をして、その集計をもとにお祝い品などを持って訪問します。その中で困ったことがあればお話を伺い、いろいろな本をお配りするなどして、行政や保健師などいろいろな方に要請なりをつないでいくという状況です。

松原会長

それから、在宅の方のご意見等を伊丹市で調査していただいて、その一環で芝野委員からご紹介いただけることがございましたら。特徴的なことでも。

芝野委員

次世代育成の行動計画をつくるに際して、かなり大規模の調査を実施しています。それに基づいて、今日のこのまとめの一番最初のより身近な場所で活用できるような、いろいろな居場所の空間であるとか、相談できる方とかが欲しいということが出ておりました。さらにその情報についても、情報が欲しいということがすごく強い意見として出ていた訳ですが、それがどのようなルートを通じて情報を知りたいのか。はっきりしないのですが、そういう意味では多様なメディアでもって、情報提供をしていく。将来的にはおそらく、ITを活用される方が増えてくるであろうと思っていますけれども、多様な形でそのようなものを利用できる場所ですね。それから自分に代わって、ここにコーディネートと書いておりますけれども、ニーズを把握して、支援につないでくれる人、そういうことも知ってほしい、というニーズもありますので、この辺りは今のオリエンテーション事業というものをもう少し、積極的な形でできるようなしくみを作れるかどうか。

松原会長

はい、ありがとうございました。もうひとつの皆さんがおっしゃった連絡会ですね。特に戸江委員は就学前の子どもと小学校の連絡会的なものが必要であろうということでしたが、実際はどのようなメンバーで、何をそこで連絡なり、議論したらいいかというイメージをお持ちでしょうか。

戸江委員

今、特に幼稚園や保育所の就学前の子ども達と小学校の子ども達に段差があって、小学校に入ってもなかなか適応しにくいことなどもありますし、就学前後の子ども達の育ちを考える時に、僕はいつも現場の先生方とよく話をするのですが、幼小というのは学校関係で連携

が緊密にできるんですけども、保育所は小学校と連携をうまく取ろうと思っても、保育所からはあちこちの小学校に行きますので、全ての小学校とはなかなか連携しにくい。それでも、保育所の方でも非常に苦労されて、小学校と保育所の先生同士でお互い来てもらったり、事業の展開をしているんですけども、意外に同じ3・4・5歳の子どもがいるにも関わらず、幼稚園と保育所との連携が最も少ないです。非常に不思議なことなのですが。前にも話がありました。お互いの文化が違うとかいろいろなことがありましたけれども、保育所は保育指針という保育所のガイドブックがありますけれども、現在保育指針の改定作業が進められておまして、同時に幼稚園教育要領も改定作業が進められており、保育所の保育指針は単なる今までの参考資料だったのですが、次の改定において、幼稚園教育要領と同じ、厚生労働大臣の告示の形を取ることで確定してきています。そうなりますと幼稚園と保育所の教育要領と保育指針が同じものとして法律のような形で整備されてくると言われています。将来、幼保一体化や認定こども園もある程度、今後、見据えて考えないといけないと思いますが、その前にまず、幼稚園と保育所の先生が、合同勉強会とか研修会とか、場合によっては、このようなことはなかなか難しいのですが、高砂市が数十年前からやっているのですが、採用時は幼稚園と保育所の先生を一緒に採用し、状況に応じて、保育所に採用されたり、幼稚園の方に行ったり、それがまた何年かしたら、幼稚園に行っている先生が保育所へ、保育所の先生が幼稚園へというのがあるのです。このような人事交流なんかも相当大胆だとは思いますが、今後考えるひとつの課題になるのではないかと思います。いずれにしても就学前後の子どもの育ちというものを大切にしていくためにも、保育所と幼稚園の先生の合同研修会ですとか、単なる連絡ではなくて、子どもの交流活動も含めまして、小学校が生活科の時間を活かして、実際の交流をしているところもありますので、まず、先生同士が一緒にいろいろなことを話し合い、子どもの育ちを共に考えていく、先生同士の合同の学習会や勉強会が一番、まずやらなければならないことなのかなと思います。

松原会長

はい、ありがとうございました。

塚本委員

今の戸江委員のお話で、幼小の連携はそこそこできているのではないかとおっしゃっていましたが、それは学校教育審議会ではどのようになるかわかりませんが、伊丹市の公立幼稚園を17園から14園に統合してはどうかとそのような意見が出ております。地域のコミュニティ、これまでは1小学校区に1つの幼稚園とそのような密な連携があったのですが、それは元々あったところがなくなってしまえば、そこをどううめるのかというフォローが必要になってくるかと思えますし、地域としてもコミュニティが再構築されなくてはならないとなってきますので、そういう点で伊丹市においては、統廃合という問題もありますので、目を配る必要があるのではないかと考えています。

松原会長

いかがでしょうか。中尾委員、先ほどの幼保小のことで何かありませんか。

中尾委員

実際、自分の幼稚園ではないのですが、市内では夏季休業中を利用して、保育所の方に幼

稚園の先生が勤務するということがありますし、保育所の先生が幼稚園の方に勤務するというも行われています。すごい、少ない人数ですけども。

松原会長

体験を深めるのに、何の意味があるのですか？

中尾委員

保育所の将来のことも考えてのことだと思いますが、私はそれがすごく良いことだと思います。

就学前の教育をお互い学び合うということで・・・。

松原会長

幼保一元化ということですか？

中尾委員

そこまではちょっと私はわかりませんが、先ほど幼小の連携というのもそんなに簡単なものではなくて、なかなか難しい状態です。ですから、各幼稚園と小学校が独自にお互いに取り組むということは難しく、このような連絡協議会を一律にする方ができやすいのではないかと思います。小学校の先生の中でも、「自分の受け持った子どもが幼稚園時代にどのような生活をしてきたか。」と言って下さる先生がおられます。すごいことだと思います。また一方で、「そんなことは別によく、小学校からがスタートですから。」とおっしゃる先生もいらっしゃいます。小学校の先生もいろいろで、私は幼稚園に入る前はどんな生活をしてきたのか、すごく興味がありますから、保護者にいろいろなことをお聞きします。小学校の一部の先生はそういう意味では、それまでの生活に興味がないのかなと、関心がないのかなと思うのですが、そのような先生もいらっしゃるという現状です。

国家委員

先ほどありました、今日の資料の中で安東幼保園もスタートするまでに5年ほどかけて、研究会とか交流をされて、そのようなお互いのもっと中に入った研修とか体験とかも考えていく必要があるのではないかなと思いますし、それから外国の話を参考にできるかどうかわかりませんが、外国では国によって、幼稚園の先生になるためには小学校免許も持っていないといけないとか、小学校の免許を持っていないと幼稚園の先生になれないとか、そのようなつながりもありますから、これはちょっとやそつでは変わらないと思いますけれども、幼保小も職員同士の研究や交流とか、もちろん子どもさんの行ったり来たりとか、どこかの幼稚園ではおやりになっているかわかりませんが、入学を控える頃になったら、給食の体験とか、そのような形で小学校をイメージできやすいようにとか、そんなことも少し考えていけるのではないかなと思います。

萬束委員

皆様方のご意見にも多々出てきているのですが、戸江委員が先ほどおっしゃって下さいました幼稚園の教育要領と今回、書いておられる保育所の保育指針の位置付けが、同格になる関係からそうなんですけれども、現在、保育園関係者として言えることは、ここの望ましいことに書かれているのですが、子どもの豊かな経験のために何ができるかということ、具体的な進め方の中できちんとした形での連携が望まれるということが盛り込まれているのです

が、そのことが今一番、現実味が必要であって、それぞれの委員の先生方もそれぞれの現場でだいぶわかっていらっしゃると思いますが、現在、幼稚園と保育園はもちろん管轄が違っておりますので、連絡や連携をし合う、きちっとした形の接点がない状態ですね。これをきちっと組織化なり、現実のものにしていかないとこの文書が浮いてしまうというか、現実になれないようなことを皆さんのご意見を聞きながら、痛感しておりました。活性化していけばいいということなのですが、この活性化するためには双方の連携が必要であって、連携をするためには接点というものが無いといけないし、その接点を作るためには幼稚園と保育園の担当課が違いますが、どのような形で答えを出して、導いてくれるか、これらの一番大きなポイントのように感じます。戸江委員の発言の中にもありましたように、出前保育が西宮でされているという話がありましたけれども、今現在、それが果たして続いているのかどうかがとても関心があります。もし、続いていないとするならば、それは何か問題で何が現状で続かなかったのか、あるいはそれが現在も続いている、発展している事業ならば、どういうところが発展や継続するポイントか。と言いますのも保育園も幼稚園も同じだと思いますが、現状の中で出前保育をする人員が果たして、現状の運営でできているかどうか。あるいはそれに対して、市が応援してくれるかどうかということも出てくると思います。

松原会長

他にご意見はございませんか。かなり意見が出尽くしたと思いますが、逆に何を深めていかなければならないか、たまたま、今日は2つほど、皆さんのご意見を伺いながら、ひとつ次に向けての課題かと思ったのが、先ほど申し上げました在宅の参加促進、これにせよ、幼保小の連絡なり連携なり、事例を挙げてもらって、その具体的にやっているのは何のためにやっているのか、どういう効果や目標を持っているのか、ということで先進事例を挙げてもらって、このような目的をやるためにはこのような連絡が必要であるとか、このような子どものケースがあるから、こういう人たちに集まってもらって連絡を取り合っているとか、具体的な話をしてみて、そして伊丹に必要なものはどれなのか、というお話をしていく方がいいと思いますが、それにはちょっと具体的な事例なり、何が接点になりうるか、そもそも接点が必要ではないと考える人もいるかもしれないけど、逆に接点が必要だという時には何のため接点が必要なのかという理屈づけも必要かと思っておりますので、それに向けて事務局は大変ですけれども、そういう整理、事例なり収集を、情報を集めていただけますか。そして、またこの審議会にかけるということで、だいたい概ね皆さんから伺ったご意見で宿題も増えましたので、あるいはまたそれについて詳しくはこのようなことがより必要ではないかとお気づきの点はメールなりFAXなりで事務局の方に、各委員から今日は思いつかなかったけど、このようなものがあるよというものをもちでしたら事務局の方に一報いただきたいと思っております。皆さんから次に向けて、これをして欲しいとか、もう少しデータが欲しいということがありましたらどうぞ。

私から事務局にお願いしたのですが、母子健康手帳の配布の時に相手のメールを聞いて、市から一斉配信ができるということができないのですかね、サービスみたいなものを今後、情報を携帯電話とかで。

事務局

予算的な問題などで無理ではないでしょうか。

松原会長

予算的に無理ですか。

塚本委員

市の方で不審者情報とかを配信しているものがありますよね。そのようなものを携帯で今、配信できているのかどうか知りませんが、そういった形で子育ての情報が必要な方にはそのような情報を配信すればよいのではないのでしょうか。

松原会長

活字離れが進んでいますからね、けっこうメールなんかの方が情報には接しやすいかもしれませんが。先ほどの不審者情報も含めて、どのようなツールの活用が検討をされているかどうか、可能性としてあるかということをご紹介いただければと、お願いします。他にいかがですか。

芝野委員

幼保小の連携ということで、これはどんどん進めていっていただいてもいいのですが、中高大はぜんぜん活躍する場がないのかなと、ちょっとさみしく思います。高校生が子ども達、特に幼児に接する機会を持つことは、将来の親をつくっていく時に非常に重要になることもあります。今大学ではゆとり教育を体験した学生達が入ってきて、ちょっと大変な状況になっているのです。その辺り、我々もぜんぜん準備ができていなかったものですから、少しそのような情報が欲しいと。そのような意味ではゆるやかなネットワークを幼保小中高大でできないものかな。それをネットワークとか連携とか言ってしまうとギブ、テイクと続くので、ちょっとしんどい部分もありますが、ギブだけでもテイクだけでもいいと思うのです。そうするとコンソーシアムという今、流行りの言葉がありますけれども、ゆるやかにそれぞれ自分の個性を活かしながら、しかし何となくつながっているという、そういう連絡会みたいなものを、大学の話をするのもなんですけれども、そういう形で地域に貢献できないものかなと、いうことを今、一生懸命、搾取しています。大学は広域になりますので、いつも市とか町や村とかに関わってくるという利点もありまして、そういうことも考えられると思います。その辺りを考えてみようではないかと我々も思っております。

塚本委員

個人的な興味で芝野委員に質問になるのですが、大学ではゆとり教育を経験してきた学生さんが大変だと、それはどのように捉えられているのか。今、教育改革ということで、学習内容を増やされておりますが、これまでのゆとり教育がどうだったのか、一般市民にとっては少し興味があるところなので、どういう状態なのか教えて下さい。

芝野委員

1つは学力、もう1つはマナーです。我々が大学生として期待しているもの、例えば最初に基礎ゼミなどで学生に対してオリエンテーションをするのですが、自分から考えて勉強しなさいよということ言うわけですが、それではまったく理解できないという人達がかかりあります。そこはもっと時間をかけたらいいと思うんですけど、我々はそれに充分、時間をかけるだけの余裕がないのです。そうすると大学へ入ってくるまでに、何かしましよとい

う取り組み、入学前の何かということを考えているのです。ということは高校から大学への連携がなかなか難しい状況でして、一方、飛び級がどんどん進んできておりまして、高校2年生からいきなり大学に入ってもいいのではないかと、我々は検討しております。たぶん、すると思うのですが、大学から大学院への飛び級というのはあるんですね、どこでもやっておりますが。高校2年生から大学生になるのを積極的にやっていきましょうというときに、そういうことを考えていて、そういうこともできる人もいれば、そうでないという人もいますし、なかなか足並みが揃わない。たくさん問題があります。

松原会長

では事務局から次回に向けての日程をお願いします。

事務局

次回の第4回の合同部会につきましては6月下旬から7月当初に決めさせていただきたいと思いますが、いずれの日も、どなたも都合が悪いということもございまして、もう一度できるだけ早い時期にお知らせをさせていただきたいと思います。

松原会長

一両日中に調整していただけますか？

事務局

はい。

それから会長の方からもございましたが、事務局の方にご意見がございましたら、6月11日の月曜日ぐらいまでに次の資料作成の関係もありますので、ご意見等ございましたら、遠慮なくお申し付けいただけますでしょうか。また、参考資料等のことにつきましても、ご要望いただきましたらご用意させていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

松原会長

皆さん、ご協力ありがとうございました。閉会いたします。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成19年 月 日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_